

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 3月15日

照会部署名 都城年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 適用調査課長 川西 由哲
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

野中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-52	本部受付番号 No. 2011-172
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意適用事業所の新規適用時の添付書類(公租公課)について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

昭和38年7月25日付保発第23号通知 業務処理要領【マニュアル】健保厚年I-1-6 疑義照会 No. 2011-103
--

(内容)

疑義照会2011-103においては、申請直前まで厚生年金の被保険者であった場合や起業間もない場合の例であり、「・・・使用関係を確認できる時点において適用することとなるため、その時点においては、通常上記添付書類の確認をすることが可能と考えられる。」との回答となっている。
--

今回、公的機関等の一部ではないが、県や市の補助を受けて商工会議所が複数の法人を構成員としてひとつの協議会を設立したため、社会保険加入の相談があった。被保険者となるべき人数は3名で、代表者となる会長は、理事等の互選により選出されている。

この協議会は法人ではなく、5名未満のため任意適用事業所となる。そのため、公租公課の納入を証明するものを提出してもらうこととなるが、代表者は、従来から法人事業所の事業主であり、今後もその状況は変わらず、所得税と市町村民税は勤務している法人事業所から天引きされ、国民年金保険料と国民健康保険料は厚生年金保険と全国健康保険協会管掌健康保険加入のため、存在しない。

また、この場合の代表者は、実態としては、純粋な法人事業所の事業主とは意味合いが違うと思われる。仮に代表者が経営する事業所が各種税や社会保険料を滞納していたとしても、協議会を適用した後、協議会そのものが社会保険料を滞納する可能性は低いと思われる。

このような場合、疑義照会 2011-103 の回答にあるような「・・・通常上記添付書類の確認をすることが可能と考えられる。」とはならない。

そのため、規約等で協議会の設立状況や運営方法等が確認できれば、名目上の代表者の公租公課の確認は省略する取扱いとしてはいけないか。

〈対応案〉

商工会議所が設立する事業所は、公的機関に準ずるものとし、公租公課の確認は省略できることとし、その旨マニュアルに追記する。

(ブロック本部回答)

任意適用事業所については、使用関係や事業実態が明確かつ安定しているか、保険料滞納の生ずるおそれがないかを審査のうえ認可する必要があり、そのため公租公課の領収書添付や3ヶ月以上の実績確認を行うことが原則とされています。

その原則をふまえた上で、疑義照会 No. 2010-4 において「…公租公課を確認する趣旨については、昭和 38 年 7 月 25 日付保発第 23 号通知において、保険料の滞納が生じるおそれがないかを確認するためとされていることから、できるだけ協力をいただくことが必要であるが、他の添付書類によってそのおそれが生じないことが確認できれば、添付を省略することも差し支えないと考える」とされおり、また、マニュアル I-1-2 の Point で「任意適用事業所の事業実績は原則、3ヶ月以上とするが 3ヶ月未満の場合であっても事業実態を確認することにより適用しても良い」とされています。

以上のことから、今回のケースでは規約等により事業実態や保険料滞納の生じるおそれがないことを確認できれば、公租公課の領収書の添付を省略し 3 ヶ

月経過を待たずに任意適用事業所として認可することも可能であると考えます。しかしながら、事務所対応案にあるように、公共性の高い事業を行う事業所等その業種によって一律にこのような取扱いを原則とすることができるのかについてはブロック本部で判断することができませんので、本部へ照会いたします。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年3月18日

回答部署名 九州ブロック本部 適用・徴収支援部 厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

（本部回答）

任意適用事業所の新規適用においては事業実体及び安定した使用関係を確認した上で認可することになるが、これを確認するための資料（例えば、事業所の運営資金の財源などが確認できる資料など）により保険料を滞納するおそれがないと確認することができるならば、マニュアルに規定する公租公課の納入を証明する書類を添付できない、または、事業主の公租公課の納入状況では事業所の保険料を滞納するおそれがないと確認できない場合においても、この確認により認可の要否の判断を行うことになる。

回答日 平成23年 3月31日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

○						
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保 協会	年金局	HP 掲載	